

国民健康保険 特定疾病療養受療証の申請について

人工透析を必要とする慢性腎不全、血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症の方へ、申請により「特定疾病療養受療証」を交付します。

【申請に必要なもの】

1. 特定疾病認定申請書（必要項目の記載があれば、医療機関等の様式でも可能です。）
2. 意見書原本（主治医の記入欄あり）または次のいずれか1点の写し

※ただし、慢性腎不全の場合は人工透析が必要である旨が記載されているもの

- (1) 世田谷区国民健康保険加入前から認定を受けていた方は、
前保険者発行の「特定疾病療養受療証」または「マル都医療券（難病医療）」
- (2) 身体障害者診断書・意見書（じん臓機能障害用）
- (3) 身体障害者手帳（「慢性腎不全によるじん臓機能障害」の記載が必要）
※再交付の場合は、再交付申請書のみご提出ください（意見書は不要です）。

3. 対象者の記号・番号がわかるもの（資格確認書など）

4. 世帯主と対象者のマイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード

5. 本人確認資料

官公署発行の顔写真つき身分証明証（マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど）

※上記をお持ちでない場合等詳しくはお問い合わせください。

【提出方法】

窓口または郵送

※同世帯以外の代理人が窓口申請する場合は、**委任状**が必要です。

詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

※郵送の場合は、【申請に必要なもの】の1，2に4，5のコピーを添付してください。

【提出先】

受付窓口

国保・年金課 保険給付

各総合支所くみん窓口 ※出張所・まちづくりセンターでは申請できません。

郵送先

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区 国保・年金課 保険給付

【注意】

* 申請書を受理した月の1日からの適用（申請月の途中から国保に加入された方は資格取得日から適用）となります。前の月に遡って発行することはできません。

（再交付申請の場合は、特定疾病認定開始日からのものを再発行します。）

「特定疾病療養受療証」交付後、さらに1万円の助成が受けられる「難病医療助成(マル都医療券)」の申請をすることができます。住所地を管轄する各総合支所健康づくり課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

世田谷区 国保・年金課 保険給付

電 話：03-5432-2349

FAX：03-5432-3038

* 次の  で囲んでいる部分をご記入ください。
(再交付の場合は、再交付申請書をご使用ください。)

《記入見本（新規・再交付申請共通）》

第 18 号の 4 様式（第 30 条関係）

特定疾病認定申請書

世 田 谷 区 長 あて

●● 年 ● 月 ● 日

申 請 者 住 所 世田谷区世田谷 4－2 1－2 7
(世 帯 主)

氏 名 国保 太郎

個人番号

1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

電話番号

0 3－5 4 3 2－1 1 1 1

被 保 険 者	住 所	世田谷区世田谷 4－2 1－2 7										
	氏 名	国保 花子										
		個人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	9
	生 年 月 日	●● 年 ● 月 ● 日										
被 保 険 者 記 号 番 号		1 2 － ●● － ●●●●										
認 定 疾 病 名		慢性腎不全 ・ 血友病 等										
備 考												